

大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月30日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号

大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。</p> <p>2 <u>大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第14号）の規定中鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当並びに管内における旅行の場合の旅費に関する規定は、特別職の職員の費用弁償について準用する。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合における鉄道賃には、当該特別車両料金及びこれに付随する費用を含むものとする。ただし、<u>別表第1</u>のその他の特別職のうち非常勤の者を除く。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、運賃の等級を設けない船舶で特別船賃料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料及び食卓料</u>とする。</p> <p>2 <u>前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合における鉄道賃には、当該特別車両料金を含むものとする。ただし、<u>別表第2</u>のその他の特別職のうち非常勤のものを除く。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、運賃の等級を設けない船舶で特別船賃料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合</p>

における船賃には、当該特別船室料金及びこれに付随する費用を含むものとする。ただし、別表第1のその他の特別職のうち非常勤の者を除く。

【削除】

5 別表第1のその他の特別職のうち非常勤の者であって、報酬が月額で定められているものについては、通勤に要する費用として広域連合長が定めるところにより算出した額を支給することができる。

6 前各項に規定するもののほか、特別職の職員が職務を行うために要した費用は、これを弁償する。

における船賃には、当該特別船室料金を含むものとする。ただし、別表第2のその他の特別職のうち非常勤のものを除く。

5 路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要により、又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

6 別表第2のその他の特別職のうち非常勤の者であって、報酬が月額で定められているものについては、通勤に要する費用として広域連合長が定めるところにより算出した額を支給することができる。

7 前各項に規定するもののほか、特別職の職員が職務を行うために要した費用は、これを弁償する。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。